

財団法人新潟県環境保全事業団寄付行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人新潟県環境保全事業団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を新潟県新潟市西区曾和 1 1 8 2 番地に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、産業廃棄物の処理（当該処理を行うための施設の建設を含む。次条第 1 号において同じ。）環境保全のための啓発等に関する事業を行い、新潟県の快適で住みよい生活環境の確保及び産業経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の処理に関する事業
- (2) 特別管理一般廃棄物その他適正な処理が困難な一般廃棄物の処理に関する事業
- (3) 廃棄物の減量化及び再資源化に関する事業
- (4) 廃棄物の処理に係る調査研究に関する事業
- (5) 環境保全の啓発に関する事業
- (6) 地球環境保全対策に関する事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 この法人の財産は、基本財産、基金及び運用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、新潟

県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

4 前項ただし書の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

5 理事会の議決により、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

6 運用財産は、基本財産及び基金以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理する。その管理の方法は、理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署、銀行その他金融機関への定期預金、信託会社への信託、国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

3 前2項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 理事長は、事業年度ごとに次に掲げる書類により事業報告及び決算を調製し、事業年度終了後60日以内に、その年度末の財産目録とともに監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。但し、キャッシュ・フロー計算書は、公益法人会計基準に定める大規模法人に該当した場合に作成する。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) キャッシュ・フロー計算書

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

第 3 章 役員及び職員

(役員の種類)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 副理事長 2 人以内
- (3) 専務理事 1 人
- (4) 理事 13 人以上 20 人以内
(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
- (5) 監事 2 人

(役員の選任)

第 14 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、理事長の職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び新潟県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員の任期)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員が辞任し、又は任期満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第 17 条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 報酬及び費用の弁償については、理事会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第 19 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第 4 章 理 事 会

(構成)

第 20 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 21 条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

(開催)

第 22 条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により監事が招集するとき。

(招集)

第 23 条 理事会は、前条第 3 号の場合を除いて理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の場合には、請求のあった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所をあらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 25 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、理事会に出席したものとみなす。

- 2 理事長は、軽易な事項又は緊急を要する事項については、書面により賛否を求め、理事会の議決にかえることができる。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した理事の中から、その理事会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 29 条 この法人に、評議員 15 人以上 25 人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任する。
- 3 評議員には、第 16 条、第 17 条並びに第 18 条第 1 項本文、第 2 項及び第 3 項(費用弁償に係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 30 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第 25 条から第 28 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第 31 条 この寄付行為は、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、新潟県知事の認可を得なければ変更することができない。

- 2 前項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第 32 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理

事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県知事の承認があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、新潟県知事の許可を得た上、この法人と類似の目的をもつ他の団体又は地方公共団体に寄付するものとする。
- 3 前2項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

第 7 章 雑 則

第 33 条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この寄付行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項本文の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 6 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第 9 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 5 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び予算書のとおりとする。

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第 2 条改正)

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第 2 条、第 4 条第 6 号改正)

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第 13 条、第 14 条第 2 項、第 15 条第 4 項、第 15 条第 5 項、第 15 条第 6 項改正)

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第 27 条第 2 項改正)

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第18条第1項改正)

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第11条本文改正、同条第5号追加)
- 2 キャッシュフロー・計算書の作成は、平成18年度からとする。

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第2条改正)

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、新潟県知事の認可の日から施行する。(第11条改正)